

## こんなときは必ず届け出を！

| こんなとき                                | 届け出に必要なもの                                                             |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ほかの市区町村に<br>転出するとき                   | 保険証、印かん                                                               |
| ほかの市区町村から<br>転入してきたとき                | 負担区分証明書、<br>印かん                                                       |
| 生活保護を<br>受けなくなったとき                   | 保護廃止決定通知書、<br>印かん                                                     |
| 生活保護を受ける<br>ようになったとき                 | 保険証、保護開始決定<br>通知書、印かん                                                 |
| 死亡したとき                               | 保険証、印かん                                                               |
| 保険証をなくしたり、<br>汚れて使えなくなっ<br>たとき       | 身分を証明するもの、<br>保険証、印かん                                                 |
| 65歳～74歳で一定<br>の障害のある方が加<br>入しようとするとき | 保険証、国民年金証書・<br>各種手帳（身体障害者・<br>療育・精神障害者保健福<br>祉）等障害の程度が確認<br>できる書類、印かん |

※上記以外のものが必要になる場合があります。  
市区町村の担当窓口までお問い合わせください。

保険証のだまし取り、振り込め詐欺、不審な訪問・電話  
等には十分ご注意ください。

宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3 TEL022-266-1021・1026

# 後期高齢者医療制度 の ご案内



75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、高齢者の医療保険「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。

宮城県後期高齢者医療広域連合

# はじめに

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障害があると認定されたときは65歳)以上の方が加入する高齢者の医療保険制度です。

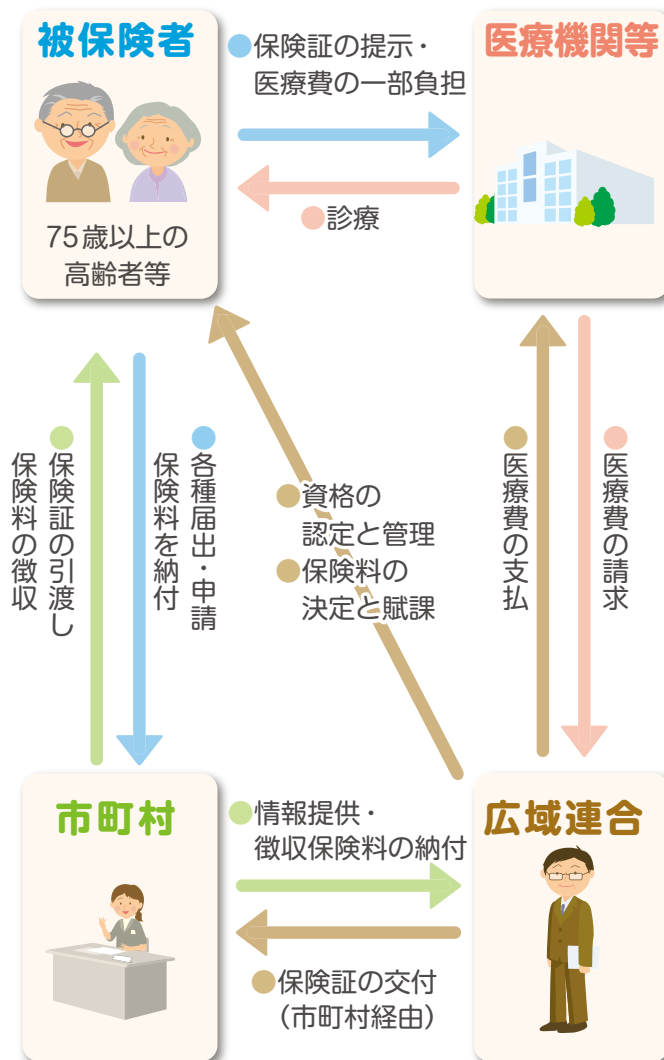
都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が主体(保険者)となり、市区町村と協力して運営しています。

## もくじ

|                 |    |
|-----------------|----|
| 後期高齢者医療制度のしくみ   | 1  |
| 保険証             | 3  |
| 保険料について         | 4  |
| お医者さんにかかるとき     | 8  |
| 医療費が高額になったとき    | 9  |
| 入院したときの食事代      | 10 |
| 交通事故にあったとき      | 11 |
| あとから費用が支給される場合  | 12 |
| 高額医療・高額介護合算制度   | 13 |
| 健康診査について        | 14 |
| 各市区町村のお問い合わせ先一覧 | 16 |

※制度の見直しにより、内容について今後変更される場合があります。

## 後期高齢者医療制度のしくみ



## 対象となる方

### ■75歳以上の方

### ■一定の障害がある65歳以上75歳未満の方※

#### 一定の障害

- 身体障害者手帳 1級～3級、4級の一部
- 療育手帳の障害の程度 重度
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1～2級
- 障害年金受給者(年金証書1～2級)

※申請して広域連合から認定を受けることが必要です。

上記のどちらかにあてはまる方が対象となります。

対象者は、それまで医療を受けていた国保、会社の健康保険などから抜けて、後期高齢者医療制度に移行します。

※移行された方の職場の健康保険に被扶養者として入っていた方も資格がなくなります。このため、新たに国民健康保険等に参加するなどの手続きが必要となります。

## 対象となる日

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります(届け出は不要)。

一定の障害がある65歳以上75歳未満の方は、広域連合の認定を受けた日から対象となります。



## 保険証

後期高齢者医療制度では、**保険証が一人に1枚**交付されます。お医者さんにかかるときには忘れずに窓口  
に提示してください

### ！注意

- 交付されたら記載内容の確認をして、間違いがあれば届け出ましょう。
- 保険証はなくさないように大切に保管しましょう。
- なくしたり破れたりしたときは、すみやかに市区町村の窓口へ届け出て、再交付を受けましょう。
- 資格がなくなった場合や一部負担金の割合が変更になった場合は、市区町村の窓口へすぐ返却しましょう。

### 臓器提供意思表示欄について

平成22年7月17日に改正臓器移植法が全面施行されたため、保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けました。意思表示に年齢の上限はありません。どなたでも記入できます。

臓器移植に関するお問い合わせは

(社)日本臓器移植ネットワークへ。

電話：0120-78-1069 (携帯電話からは)03-3502-2071

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp/>

## 保険料について

被保険者（加入者）一人ひとり全員に、納めていただきます。

保険料額は、各都道府県の広域連合で次の方法を組み合わせて個人ごとに決まります。保険料を決める基準（保険料率）については、2年ごとに設定され、お住まいの市町村を問わず、広域連合内で均一となります。

### ◆保険料の決めかた 宮城県における保険料（年額）

平成 22・23 年度

※保険料総額については、  
100円未満切捨て。

|                                   |   |                                          |   |                                                                    |
|-----------------------------------|---|------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------|
| <b>年間<br/>保険料額</b><br>(限度額 50 万円) | = | <b>均等割額</b><br>被保険者<br>一人当たり<br>40,020 円 | + | <b>所得割額</b><br>総所得金額から<br>基礎控除額 (33 万円)<br>を除いた額 ×<br>所得割率 (7.32%) |
|-----------------------------------|---|------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------|

※平成 24・25 年度の保険料率は、決まり次第広報等でお知らせします。

## 保険料は大切な財源です

この医療保険は、公費（国、県、市町村）が約 5 割、他の医療保険からの支援金が約 4 割、被保険者の皆様から納めていただく保険料が約 1 割の財源によって、まかなわれております。

### ◆後期高齢者医療制度の財源

被保険者の保険料 約 1 割

後期高齢者支援金  
(若年者の負担)  
約 4 割

公費  
(国・県・市町村)  
約 5 割

※医療機関で支払う自己負担分を除きます。

## 保険料が軽減されます

次のような方は、保険料が軽減されます。

### ◆所得が低い方

#### 1 均等割の軽減

所得が低い方は、保険料の「**均等割額**」が世帯の所得によって下記のとおり軽減されます。

- ① 世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が 33 万円以下の方  
→ 本来は均等割額が 7 割軽減ですが、平成 23 年度は **8.5 割軽減** となります。
- ② ①の方のうち、世帯内の「被保険者全員」が、**年金収入 80 万円以下で他の所得がない**世帯の方  
→ **均等割額が 9 割軽減** となります。

| 軽減割合        | 世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 9 割<br>軽減   | 「基礎控除額(33 万円)を超えない世帯で、被保険者全員が <b>年金収入 80 万円以下</b> 」の世帯(その他各種所得がない場合) |
| 8.5 割<br>軽減 | 「基礎控除額(33 万円)」を超えない世帯                                                |
| 5 割<br>軽減   | 「基礎控除額(33 万円) + 24.5 万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯            |
| 2 割<br>軽減   | 「基礎控除額(33 万円) + 35 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯                             |

※総所得金額等とは各種控除(社会保険料控除等)を差し引く前の額です。

※ 65 歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から 15 万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は 4 月 1 日(4 月 2 日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

## 2 所得割の軽減

所得割額を負担する方のうち、所得割額の算定に用いる所得が58万円以下の方は、**所得割額が一律5割軽減**されます(例えば、年金のみの収入であれば、年金収入が153万円を超え211万円以下の方が該当します)

### ◆会社の健康保険などの被扶養者であった方

この制度に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者※1であった方は、保険料の均等割額が本来は5割軽減ですが、平成23年度は**9割軽減**となり、所得割額はかかりません。

※国保、国保組合の被扶養者だった方は、該当しません。

※1 被扶養者：夫婦の一方や子などの勤め先の健康保険に扶養家族等として同じ健康保険に入っていた方

## 保険料の納め方

4月1日(賦課期日)に被保険者資格をもっている方で、介護保険料が差し引きされている年金が年額18万円以上の場合は、原則年金から保険料が差し引かれます(特別徴収)。それ以外の方は、納付書や口座振替によって個別に納めます(普通徴収)。ただし、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、年金から差し引かれず、個別に納めます。

### 年金から差し引かれる方でも口座振替に変更が可能です

年金からの差し引きで保険料を納める方でも、保険料の納付を口座振替に変更することができます。

#### ■必要なもの

・振替口座の預金通帳 ・通帳の届け出印 ・保険証

- 手続き方法は、各市町村により若干異なる場合がありますので、口座振替への変更については、市区町村担当窓口にお問い合わせください。
- 口座振替に変更した場合、社会保険料控除は、口座振替の名義人に適用されます。これにより世帯の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。
- 平成23年度は、東日本大震災の影響により、特別徴収を中止している市町村があります。

## ◆保険料を滞納したとき

特別な理由がなく**保険料を滞納**した場合は、通常の保険証より有効期間の短い保険証(**短期被保険者証**)が発行されます。

また、滞納が1年以上続いた場合には保険証を返還してもらい、**資格証明書**が交付されることがあります。

保険料は納期内にきちんと納めるようにしましょう。

## ◆保険料の納付が困難な場合はご相談ください

次のような理由により、保険料の納付が難しい方で、一定の要件にあてはまる場合には、保険料の減免が認められます。

- 災害により、住宅及び家財に著しい損害を受けたこと
- 世帯主の死亡や失業等により、収入が著しく減少すること

このような方は、お早めにお住まいの市区町村の担当窓口へご相談ください。

また、このような理由に該当しない方は、相談により、保険料を分割にできる場合もあります。



## お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときには、保険証を忘れずに窓口に提示してください。自己負担割合は、かかった医療費の**1割**、現役並み所得者は**3割**です。

所得に応じて、自己負担割合などが変わります。忘れずに所得の申請をしてください。

### 所得区分について

|      |         |                                                                                                                                                                                                                 |
|------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3割負担 | 現役並み所得者 | 住民税課税所得(各種控除後)が145万円以上の被保険者及び同じ世帯にいる被保険者<br>※ただし、次の要件に該当する場合には、申請により1割負担となります。<br>①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満。<br>②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満。<br>③同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70～74歳の方がいる場合はその方の収入を合わせて520万円未満。 |
|      | 一般      | 現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない方                                                                                                                                                                                           |

|      |      |                                                                         |
|------|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1割負担 | 低所得Ⅱ | 同一世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰに該当しない方)                                     |
|      | 低所得Ⅰ | 同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方(年金の控除額を80万円として計算) |
|      | 一般   | 現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない方                                                   |

## 医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

- 低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となりますので、市区町村の担当窓口提出申请してください。

### 【自己負担限度額(月額)】

| 所得区分    | 外来<br>(個人単位) | 外来+入院<br>(世帯単位)                             |
|---------|--------------|---------------------------------------------|
| 現役並み所得者 | 44,400 円     | 80,100 円<br>+<br>(医療費 - 267,000 円)<br>× 1%※ |
| 一般      | 12,000 円     | 44,400 円                                    |
| 低所得Ⅱ    | 8,000 円      | 24,600 円                                    |
| 低所得Ⅰ    | 8,000 円      | 15,000 円                                    |

※現役並み所得者は直近12カ月以内に、世帯単位(外来+入院)の限度額を超える高額療養費の支給月数が4カ月以上ある場合には、4カ月目からは限度額が44,400円に軽減されます。

- 75歳到達月は、それ以前の医療保険と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります。
- 所得区分についてはP8を参照してください。

### 特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合の自己負担限度額(月額)は10,000円です。「特定疾病療養受療証」が必要になりますので、市区町村の担当窓口提出申请してください。

## 入院したときの食事代

入院したときは、下記の標準負担額を自己負担します。  
**【入院時食事代の標準負担額】**

| 所得区分（適用区分） |                                            | 1食あたりの食事代 |
|------------|--------------------------------------------|-----------|
| 現役並み所得者    | 一般                                         | 260 円     |
| 低所得Ⅱ（区分Ⅱ）  | 90 日までの入院                                  | 210 円     |
|            | 過去 12 カ月（区分Ⅱの減額認定を受けている期間に限る）で 90 日を超える入院※ | 160 円     |
| 低所得Ⅰ（区分Ⅰ）  |                                            | 100 円     |

- 所得区分については P8 を参照してください。
- 低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となりますので、市区町村の担当窓口申請してください。
- ※再度、申請が必要となりますので、詳しくは市区町村の担当窓口までお問い合わせください。

## 療養病床に入院する場合

### 【食費・居住費の標準負担額】

| 所得区分（適用区分） |           | 1食あたりの食費 | 1日あたりの居住費 |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 現役並み所得者    | 一般        | 460 円※   | 320 円     |
| 低所得Ⅱ（区分Ⅱ）  |           | 210 円    | 320 円     |
| 低所得Ⅰ（区分Ⅰ）  |           | 130 円    | 320 円     |
|            | 老齢福祉年金受給者 | 100 円    | 0 円       |

※一部医療機関では 420 円。

- 所得区分については P8 を参照してください。

## 交通事故にあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療制度が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると後期高齢者医療制度が使えなくなることがありますので、示談の前に必ずご相談ください。

### 必ず担当窓口へ届け出を

①保険証、②印かん、③事故証明書（後日でも可。警察に届け出て受け取ってください）を持って、市区町村の担当窓口で「**第三者行為による被害届**」の手続きをしてください。

## こんなときの費用も給付が受けられます

### ● 移送費

移動が困難な重病人が、医師の指示に基づいて緊急的に病院などの移動に要した費用がかかったときは、広域連合が必要と認めた場合に限り支給されます。

### ● 訪問看護療養費

医師が必要と認めて訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を自己負担するだけで済み、残りは広域連合が負担します。

### ● 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に 5 万円が支給されます。献体された場合でも、ご遺骨が戻るまでの間に遺髪や遺爪等をおまつりになって葬儀を行っていただければ支給の対象になります。

### ● 保険外併用療養費

先進医療を受けた場合などは、一般診療と共通部分は保険が適用され、保険証での診療が受けられます。

## あとから費用が支給される場合

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、市区町村の窓口に申請して認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。

### こんなとき ①

やむを得ない理由で、保険証を持たずに受診したときや、保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき（海外渡航中に治療を受けたときも含む）



### こんなとき ②

医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき



### こんなとき ③

医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき



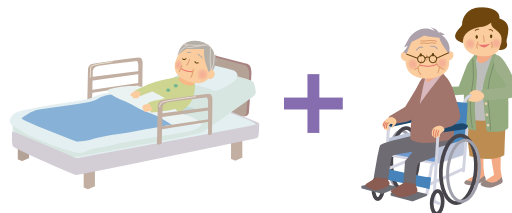
### こんなとき ④

骨折やねんざなどで、柔道整復師の施術を受けたとき



## 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、下記の限度額を超えた場合にその超えた分が支給されます。〔計算は7月31日に加入している保険（後期高齢者医療制度、国民健康保険など）ごとに別々に計算します。〕



【合算する場合の限度額】（年額：8月～翌年7月）

| 所得区分    | 限度額   |
|---------|-------|
| 現役並み所得者 | 67 万円 |
| 一 般     | 56 万円 |
| 低所得Ⅱ    | 31 万円 |
| 低所得Ⅰ    | 19 万円 |

- 低所得Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。
- 所得区分については P8 を参照してください。



## 健康診査について

被保険者のみなさんが、健康的な暮らしを送っていただけるように、健康診査(健診)を実施しています。

### 後期高齢者の健診内容

糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病を早期に発見して、早めに医療を受けていただけるようにするため、健診をお住まいの市区町村で受診することができます。実施期間等の詳細な内容は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

### 健康診査を有効に受けるポイント

- ① 1年に1回は健康診査を受ける  
病気の早期発見のため、定期的な健診を心がけましょう。
- ② 再検査・精密検査の必要があれば必ず受ける  
病気が重症化する前に早期治療を行いましょう。
- ③ 自分の健康診査結果の内容を知っておく  
健診結果には必ず目を通して、自分の健康状態をしっかり把握しておきましょう。

## 医療費を有効に使いましょう

みなさんが病院などの医療機関にかかったときの医療費が増加しています。医療費がこのまま増え続けると、医療制度が成り立たなくなり、安心して医療を受けることができなくなるかもしれません。医療費を有効に使うために、日常生活でできる対策を実践しましょう。

### 上手なお医者さんのかかり方

- ① 時間外受診や休日受診はなるべく避けましょう
- ② お医者さんのかけもち(はしご受診・重複受診)はやめましょう
- ③ お医者さんの指示を守りましょう
- ④ 薬をたくさん欲しがるのはやめましょう
- ⑤ かかりつけ医を持ちましょう
- ⑥ 定期的な健診を受けましょう



## ジェネリック医薬品ってどんな薬？

薬も他の発明品と同じく、特許があります。新たに開発された新薬は特許権に守られ、開発した会社が独占的に製造販売します。しかし、20～25年の特許期間が切れると、他の会社も同じ成分・効果を持つ薬を製造することができます。これが、

「ジェネリック医薬品」です。つまり「ジェネリック医薬品」とは、製造方法に関する特許権が切れたあとに、特許権者でない後発の会社が作った同種の有効成分を含んだ薬を言います。平均すると薬代は新薬の約半額になります。

# 各市区町村のお問い合わせ先一覧

| 市区町村    | 担当部署名 | 電話番号             |
|---------|-------|------------------|
| 仙 台 市   | 保険年金課 | 022-214-8173     |
| 青 葉 区   | 保険年金課 | 022-225-7211 (代) |
| 宮 城 野 区 | 保険年金課 | 022-291-2111 (代) |
| 若 林 区   | 保険年金課 | 022-282-1111 (代) |
| 太 白 区   | 保険年金課 | 022-247-1111 (代) |
| 泉 区     | 保険年金課 | 022-372-3111 (代) |
| 石 巻 市   | 保険年金課 | 0225-95-1111 (代) |
| 塩 竈 市   | 保険年金課 | 022-364-1111 (代) |
| 気 仙 沼 市 | 保 險 課 | 0226-22-6600 (代) |
| 白 石 市   | 健康推進課 | 0224-22-1362     |
| 名 取 市   | 保険年金課 | 022-384-2111 (代) |
| 角 田 市   | 保険年金課 | 0224-63-2117     |
| 多 賀 城 市 | 国保年金課 | 022-368-1141 (代) |
| 岩 沼 市   | 健康増進課 | 0223-22-1111 (代) |
| 登 米 市   | 国保年金課 | 0220-58-2166     |
| 栗 原 市   | 健康推進課 | 0228-22-0370     |
| 東 松 島 市 | 市 民 課 | 0225-82-1111 (代) |
| 大 崎 市   | 保険給付課 | 0229-23-6051     |
| 蔵 王 町   | 町民税務課 | 0224-33-3001     |
| 七ヶ宿町    | 保健福祉課 | 0224-37-2114     |
| 大河原町    | 町民生活課 | 0224-53-2114     |

| 市区町村    | 担当部署名 | 電話番号             |
|---------|-------|------------------|
| 村 田 町   | 町民生活課 | 0224-83-6401     |
| 柴 田 町   | 健康推進課 | 0224-55-2114     |
| 川 崎 町   | 保健福祉課 | 0224-84-6008     |
| 丸 森 町   | 保健福祉課 | 0224-72-3014     |
| 亘 理 町   | 保健福祉課 | 0223-34-0501     |
| 山 元 町   | 保健福祉課 | 0223-37-1113     |
| 松 島 町   | 町民福祉課 | 022-354-5705     |
| 七ヶ浜町    | 町 民 課 | 022-357-7446     |
| 利 府 町   | 生活環境課 | 022-767-2118     |
| 大 和 町   | 町 民 課 | 022-345-1117     |
| 大 郷 町   | 町 民 課 | 022-359-5504     |
| 富 谷 町   | 長寿福祉課 | 022-358-0513     |
| 大 衡 村   | 住民税務課 | 022-345-5111 (代) |
| 色 麻 町   | 福 祉 課 | 0229-66-1700     |
| 加 美 町   | 保健福祉課 | 0229-63-7872     |
| 涌 谷 町   | 町民税務課 | 0229-43-2113     |
| 美 里 町   | 町民生活課 | 0229-33-2114     |
| 女 川 町   | 町 民 課 | 0225-54-3131 (代) |
| 南 三 陸 町 | 町民税務課 | 0226-46-1373     |

●後期高齢者医療制度は広域連合が市町村とともに運営していますが、各種申請や届け出等の窓口業務は市区町村が行っています。